

佐賀県告示第218号

佐賀県クリーニング師試験委員会規程（昭和26年佐賀県告示第140号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項に規定するクリーニング師の試験を行うため、佐賀県クリーニング師試験委員会（以下「委員会」という。）を<u>健康福祉本部</u>に置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は<u>健康福祉本部副本部長</u>、副委員長は生活衛生課長をもってこれに充てる。</p> <p>3 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項に規定するクリーニング師の試験を行うため、佐賀県クリーニング師試験委員会（以下「委員会」という。）を<u>健康福祉部</u>に置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は<u>健康福祉部副部長</u>、副委員長は生活衛生課長をもってこれに充てる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。